

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年五月一日

奈良県人事委員会委員長 森 宏 之

奈良県人事委員会規則第二号

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

給料等の支給に関する規則（昭和四十六年三月奈良県人事委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「から週休日」を「から」に、「に規定する週休日をいう。以下同じ。〓の日数」を「第五条及び第六条第一項の規定に基づく週休日並びに勤務時間条例第四条第三項及び勤務時間条例第六条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日の日数の合計日数」に改める。

第十条の三第一号イ中「第四項並びに」を削る。

第十八条第一号中「及び第四項」を削り、「第六条」を「第六条第一項」に、「週休日」を「週休日並びに勤務時間条例第四条第三項及び勤務時間条例第六条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日」に改める。

附 則

この規則は、令和七年一月一日から施行する。